

# 災害時等における情報連絡員業務要領

令和元年 7 月 5 日  
鳥取県危機管理局

## 1 概要

災害時等において、迅速・的確に災害情報を収集し、県と市町村との円滑な情報共有を図り、相互の調整・連携や現場の状況を踏まえた災害応急活動を推進するため、情報連絡員（県と市町村のパイプ役）として県職員を市町村へ派遣し、市町村の被災状況・対応状況や県への要請事項等を収集し、県へ報告するとともに、市町村からの求めに応じて県が把握した情報や県の対応状況、今後の対応等の情報提供を行う。

## 2 適用範囲

この業務要領は、3の（1）に列記の基準に該当する場合、又は3の（3）において情報連絡員の派遣が必要とされる場合であって、鳥取県地域防災計画別表「配備動員表」で定める鳥取県災害警戒本部及び鳥取県災害対策本部並びに危機管理事案の発生時において設置するこれらと同等の委員会等（以下「県災害対策本部等」という。）が設置されたときに、市町村へ情報連絡員を派遣する際に適用するものとする。

## 3 情報連絡員の派遣

（1）災害が県内において発生し、又は発生するおそれのある場合等次のいずれかの基準に該当するときは、当該災害等の基準に該当する市町村の区域を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域における災害にあつては東部地域振興事務所長、日野郡の区域における災害にあつては西部総合事務所日野振興センター長。以下「総合事務所長等」という。）は、速やかに当該市町村（当該市町村の支所を含む。以下同じ。）へ情報連絡員を派遣するものとする。

ア 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪又は津波）の発表

イ 単独以上の市町村で、アの発表基準に相当する降水量又は積雪深が認められた場合

ウ 土砂災害警戒情報の発表

エ 記録的短時間大雨情報の発表

オ 震度5弱以上の地震の発生の発表

カ 津波注意報又は津波警報の発表

キ 市町村が災害対策本部を設置したとき（倉吉市、岩美郡岩美町又は日野郡日野町において災害対策本部が設置された場合にあつては、その際のこれらの市町の配備体制が次に掲げるそれぞれの配備体制以上であるとき。）。ただし、震度4以下の地震の発生の発表のみを基準として、災害対策本部が設置された市町村を除く。

（ア）倉吉市 非常体制

（イ）岩美郡岩美町 第1～3配備

（ウ）日野郡日野町 第三次非常配備

（2）総合事務所長等は、情報連絡員が派遣先市町村へ向かう経路上及び派遣先の安全を確認し危険と判断された場合は、安全が確認できるまで赴くのを中止するよう情報連絡員へ連絡するとともに、危機管理局長にその旨を報告するものとする。この際、連絡を受けた情報連絡員は、いつでも担当市町村に赴ける態勢で待機するものとする。

（3）総合事務所長等は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるということで市町村から情報連絡員派遣の要請があったとき、又は次のいずれかに該当する場合であつて、危機管理局長若しくは総合事務所長等が情報連絡員派遣の必要があると認めたときは、派遣先市町村へ向かう経路上及び派遣先の安全を確認のうえ、当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。

ア 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

イ 次のいずれかに該当するとき。

- (ア) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。
- (イ) 指定河川洪水予報「洪水警報」又は「水防警報(出動若しくは指示)」が発表されたとき。
- (ウ) 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)を発令したとき。
- (エ) その他災害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

#### 4 情報連絡員の派遣体制、人数等

- (1) 総合事務所長等は、あらかじめ各市町村に派遣する情報連絡員の順位を定めた名簿を作成するなど、災害時等に速やかに情報連絡員が派遣できる体制を整えるものとする。
- (2) 総合事務所長等は、次のいずれかに該当する職員1名を情報連絡員として該当市町村に派遣することとする。ただし、該当市町村の災害規模等の状況に応じ、情報連絡員の追加の派遣を行うものとする。
  - ア 派遣先となる市町村の地理に詳しい職員
  - イ 派遣する職員は市町村災害対策本部等の県側の窓口として、知識等を有する課長級又は課長補佐級の職員が望ましい。

#### 5 情報連絡員の役割

##### (1) 派遣先市町村から県への報告

###### ア 第1優先業務

派遣先市町村(3により情報連絡員を派遣した市町村をいう。以下同じ。)が災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告

○被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、防災ヘリコプター派遣、人的・物的な支援要請及び孤立集落発生等に対する応急対策のための支援等の緊急要請

###### イ 第2優先業務

派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告

○一般被害(災害対策本部等の設置状況、避難所開設状況及び避難者の状況、避難勧告等の発令状況、人的被害の発生状況、住家被害の発生状況、非住家被害の発生状況、孤立集落の発生状況 等)

###### ウ その他

派遣先市町村の災害対策本部及び各分野の災害対応等の状況などの県への報告

##### (2) 県から派遣先市町村への報告等

ア (1)のアの要請を受けた県の対応状況等の派遣先市町村への報告

イ 県内(他市町村)の主な被害状況・対応状況及び国・県管理施設等の被害状況・対応状況などの県の収集情報・対応状況の派遣先市町村への情報提供

ウ 気象の見込み(災害対策本部の情報班分析担当等から情報を入手)

##### (3) 派遣先市町村への助言等支援

派遣先市町村における避難勧告等の発令状況を確認するとともに必要に応じて県災害対策本部等、県災害対策地方支部又は総合事務所危機管理担当参事監からの避難勧告等に向けたアドバイス・助言等の伝達

#### 6 業務要領

##### (1) 市町村派遣時

###### ア 危機管理局への報告等

(ア) 総合事務所長等が情報連絡員を派遣するときは、氏名及び連絡先(電話番号)を危機管理局(県災害対策本部等)へ報告するとともに、庁内LAN(災害情報DB)に入力するものとする。

(イ) 情報連絡員は、派遣先市町村に到着したときは総合事務所長等に報告し、総合事務所長等は危機管理局(県災害対策本部等)に報告するものとする。

## イ 使用する機器

情報連絡員は、「情報連絡員が使用する携行品の市町村保管について」（平成 27 年 3 月 23 日付第 201400197571 号鳥取県危機管理局危機管理政策課長通知）により市町村保管（日野町分は西部総合事務所日野振興センターで保管）されている衛星携帯電話、モバイルパソコン及び携帯発電機（以下「情報連絡員携行品」）並びにその他の機器を活用して業務を遂行するものとする。

また、情報連絡員は、モバイルパソコンに加えて以下の表のいずれかの機器を利用する方法により、県の庁内 LAN 接続も利用し、情報収集・データ通信及び音声通話手段を確保するものとする。

なお、派遣先市町村で電源が確保できないときは、原則として携帯発電機を使用するものとする。

音声通話機器	データ通信機器	ケーブル	
		USB	LAN
(ア) 衛星携帯電話(ワイドスターⅡ・ビーガン)	左記と兼用又はデータ通信端末	不要	必要
(イ) 衛星携帯電話(イリジウム)	データ通信端末	不要	不要
(ウ) スマートフォン又は携帯電話	左記と兼用 又はデータ通信端末	必要 不要	不要 不要

※1 情報連絡員携行品を除く機器及びケーブル等については、総合事務所等がその整備状況、更新時期等により必要に応じて、標準事務費により整備を行うこととする。（財政課協議結果によるもの）。

※2 できるだけ音声通話手段及び情報収集・データ通信手段を別々に確保することが望ましいこと。

## (2) 市町村での業務内容

情報連絡員は、原則として音声通話、庁内 LAN（災害情報 DB）及び電子メールを活用して、県収集情報の共有を行うとともに、データファイルの送受信又はファクシミリにより、以下の業務を行うものとする。

### ア 派遣先市町村から県への報告

情報連絡員は、住民の生命、身体及び財産に関わる事案対応など、緊急時の連絡調整等の用務に影響を及ぼさず、当該用務に遅延や支障を生じない範囲で、庁内 LAN（災害情報 DB）に入力を行うものとする。

#### (ア) 第 1 優先業務

##### 派遣先市町村の災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告

情報連絡員は、5 の（1）の ア に記載の緊急要請がある場合において、被害状況及び要請内容等について、派遣先市町村から県への報告依頼があるときは、直ちに要請先の県所管部局等への電話連絡及び庁内 LAN（災害情報 DB）の入力を行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、総合事務所等及び県災害対策本部等へ電話連絡するとともに、電子メール又はファクシミリにより報告するものとする。

#### (イ) 第 2 優先業務

##### 派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告

情報連絡員は、5 の（1）の イ に記載の一般被害に該当する被害情報・対応情報等について派遣先市町村から収集・整理し、庁内 LAN（災害情報 DB）に入力し、総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告を行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、電子メール又はファクシミリにより総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告するものとする。

また、派遣先市町村から一般被害の県への被害報告の依頼があったときは、定時又は随時、派遣市町村のパソコンから報告様式（災害時における被害情報等報告要領による）を次表の報告先に送付するものとする。

なお、随時の報告については、県災害対策本部等にも合わせて報告するものとする。

派遣先	報告先	
	メール（宛先）	メール（c c）
鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町	県危機管理局 saigaijohou@pref.tottori.lg.jp	東部地域振興事務所東部振興課 toubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
倉吉市、三朝町、 湯梨浜町、琴浦町、 北栄町		中部総合事務所地域振興局 chubu_saigai@pref.tottori.lg.jp
米子市、境港市、 日吉津村、大山町、 南部町、伯耆町		西部総合事務所地域振興局 seibu_saigai@pref.tottori.lg.jp
日南町、日野町、 江府町		西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 hino_saigai@pref.tottori.lg.jp

#### （ウ）その他

派遣先市町村の災害対策本部での協議内容及びその資料や庁舎・市道・農道等市管理施設等の災害対応の状況などを収集し、庁内LAN（災害情報DB）に入力し、総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告を行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、電子メール又はファクシミリにより総合事務所等及び県災害対策本部等へ報告するものとする。

#### イ 県から派遣先市町村への報告等

##### （ア）アの（ア）の要請を受けた県の対応状況等の報告

情報連絡員は、5の（2）のアに記載の要請を受けた県の対応状況・結果について、庁内LAN（災害情報DB）及び電話等により県から情報を入手したときは、直ちに派遣先市町村へ報告するものとする。

##### （イ）県内（他市町村）の主な一般被害・対応状況及び国・県管理施設等の被害状況・対応状況等情報提供

情報連絡員は、5の（2）のイに記載の県内の主な一般被害（人的被害・避難状況等）及びその対応状況や国・県管理施設（道路・河川など）等の被害状況及びその対応状況について、庁内LAN（災害情報DB）等を通して県災害対策本部等資料や報道提供資料等の入手により収集し、派遣先市町村へ情報提供する。

#### ウ 派遣先市町村への助言等支援

情報連絡員は、派遣先市町村における避難勧告等の発令状況及び庁内LAN（災害情報DB）の掲載情報（他市町村の当該発令状況、気象情報など）を確認し、必要に応じて県と連絡を取りながら避難勧告等に向けたアドバイス・助言等の伝達を行うものとする。

#### （3）市町村派遣終了時

総合事務所長等は、情報連絡員の市町村派遣を終了するときは、その旨を危機管理局へ連絡するものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。